

## 4 実際の対応に際して必要な判断の視点

### <不当な差別的取扱いについて>

① 障害のある人に対するサービス等を制限するなどの扱いに係る「正当な理由」については、対応要領の9ページに記載しているところですが、当然ながら、これは、理由があれば差別をしてよいということ（差別を正当化するもの）ではありません。

② 障害のある人に対して障害のない人と異なる扱い（不利な扱い）をすることが禁止されるのは、障害の有無にかかわらず平等な機会・待遇が保障されるべきだからです。

このことに鑑みれば、障害のある人に対するサービス等を制限するなどの扱いは、できる限りの配慮・工夫を尽くしたうえで、それでもなお次の理由などにより、その時点の状況下においてやむを得ないと言える場合に限定されるべきです。

- ・ 法令の規定やサービスの提供に関する基準の遵守
- ・ 障害者本人又は第三者の生命，身体又は財産の保護
- ・ 事務事業の本来の目的や機能の維持
- ・ できる限りの配慮を尽くしたうえでもなお残る施設の構造上の事情

③ また、その時点ではやむを得ないと考えられる対応であったとしても、将来に向けて課題の解決に努める姿勢が必要です。

④ 以上のとおり、できる限りの配慮等を尽くしてもなおやむを得ないと言えるかどうか判断の大きなポイントになります。

やむを得ず障害のない人と異なる扱い（不利な扱い）となる場合は、その判断に客観性が必要です。また、そのような扱いとなった判断の理由は、本人に（本人の理解が困難な場合は家族等の補助を求めながら）丁寧に説明してください。（対応要領9ページ参照）

※ 「正当な理由」の語は、ややもすれば「正当な理由というものが所与のものとして存在する」「理由があれば差別をしてもよい」などの誤解を生むおそれがあるため、「できる限りの配慮・工夫を尽くしたうえで、結果として、やむを得ないと言える場合」と理解し、対応するものとします。

## <合理的配慮について>

- ① 障害のある人が現に必要とされている社会的障壁（バリア）の除去を実施しないこと（合理的配慮をしないこと）が差別とされるのは、障害の有無にかかわらず平等な機会・待遇が保障されるべきだからです。

これは、障害のある人が不利になるのは、その人の心身の機能に障害があるからだけではなく、様々な社会的障壁が存在するからであり、社会の側がその障壁を除去すべきとの考え方に立つものです。

- ② したがって、「過重な負担」（対応要領 1 2 ページ参照）を伴うため求められた対応ができないと判断する場合は、相互の対話を通じて、障壁を除去するための代替案や次善策についても十分に検討し、そのうえで、以下の要素等を考慮した結果、やむを得ないと言える場合に限定されるべきです。

- ・ 事務・事業への影響の程度（目的・内容・機能を損なうか否か）
- ・ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約，人的・体制上の制約）
- ・ 費用・負担の程度
- ・ 事務・事業規模
- ・ 財政・財務状況

- ③ また、その時点ではやむを得ない対応であったとしても、将来に向けて、例えば「環境の整備」（対応要領 1 4 ページ参照）につなげることを検討するなど、課題の解決に努める姿勢が必要です。

- ④ 「過重な負担」に当たるとする判断には客観性が必要です。また、その判断理由は、本人に（本人の理解が困難な場合は家族等の補助を求めながら）丁寧に説明してください。（対応要領 1 2 ページ参照）